

第3章 環境共生都市をめざして

第1節 環境との共生・保全

第2節 資源循環型社会の形成

第1節 環境との共生・保全

1. 生活環境

■現況と課題

私たちが健康で平穏な生活を送るうえで、生活環境の適正な保全は非常に重要な課題となっています。環境関連法規の整備や環境対策技術の進歩、環境意識の高まりにより、国全体としての環境の改善は見られるものの、地域的には、自然的・社会的条件等から、なかなか解決できない問題も残されています。

こうした問題への対応には、環境監視による発生源の把握および指導はもとより、事業者や市民の協力を得ながら環境への負荷を低減する対策を進め、生活環境を保全する必要があります。

環境への負荷は、事業活動によるものだけではなく、私たちの日々の暮らしに伴うものも大きく影響しています。したがって、私たち自身も環境に負荷をかけない暮らし方や近隣公害への配慮が求められています。このことから、生活環境を保全するための各種計画およびこれらの計画等にもとづく有効な調査と的確な対策が喫緊の課題となっています。

美しい自然景観を破壊する原因のひとつに、汚染された土壌や廃棄物の混じった残土による埋立てがあります。こうした問題に対しても、行政と市民が一体となった監視や厳しい指導が求められています。

■基本方針

環境保全の基本となる、大気、水質、土壌、地質、騒音・振動など各種環境状況の把握に努め、環境基準を超えるものについては、必要に応じて規制・指導等を行うとともに、事業場との協定等を通じて事業活動由来の環境負荷の低減と公害の未然防止を図ります。

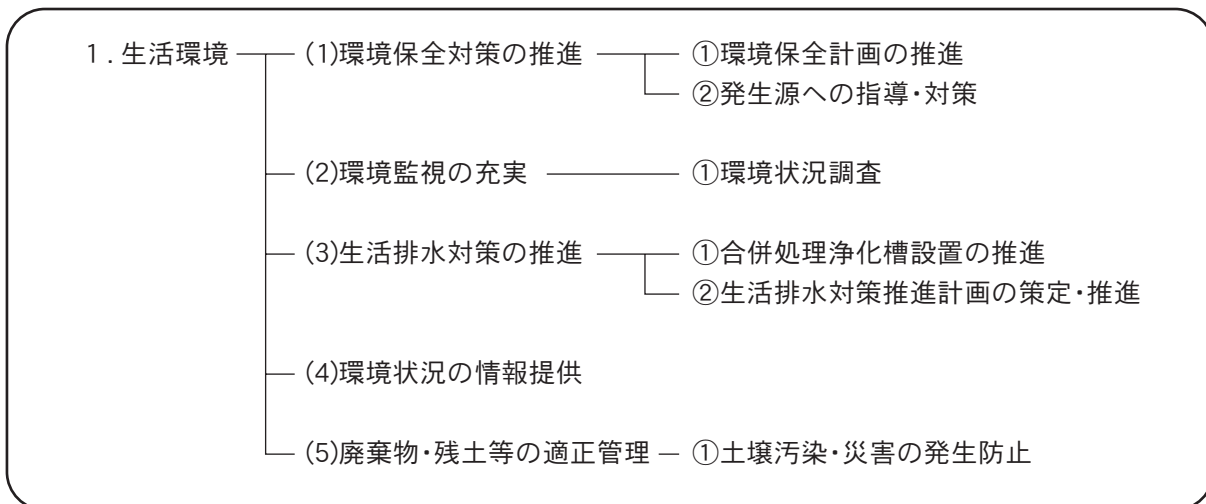
日常生活から発生する環境負荷の低減にも努め、特に水質汚濁への影響が大きい生活排水については、合併処理浄化槽の普及を進めるなど環境意識の高揚を図り、環境への負荷が少ないライフスタイルを促進します。

また、生活様式の多様化に伴い、近年は近隣公害などの多様な環境問題が生じており、これらについてもきめ細かい対応により解決を図っていきます。

このほか、汚染された土壌や廃棄物の混じった残土による埋立て等についても未然に防止するなど、生活環境の保全に努めます。



■ 施策の体系



■ 施策及び施策内容

(1) 環境保全対策の推進

施 策 内 容	
①環境保全計画の推進	○八千代市第2次環境保全計画にもとづき、総合的かつ計画的に環境施策を推進します。また、今日の社会情勢を踏まえて、現行の八千代市公害防止条例の見直しを行います。
②発生源への指導・対策	○環境監視の調査結果をもとに生活環境のうえで対策の必要性のある発生源に対して勧告・指導・対策を行います。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目標値 (平成27年度末)
公共用水域における環境基準達成度	56.3 %	100 %
大気環境基準の達成度	75 %	92 %
地質環境基準の超過数	17 地区	8 地区

(2) 環境監視の充実

施策内容	
①環境状況調査	○大気環境、水質環境および土壌、地質環境の汚染状況、並びに騒音・振動の状況を調査・把握し、生活環境保全のための対策を推進します。

◆指標

区分	現況値	目標値（平成27年度末）
公共用水域における調査の充実	23 項目	51 項目
大気環境調査の充実	6 項目	11 項目
地質環境調査地点数	2,005 地点	2,500 地点

(3) 生活排水対策の推進

施策内容	
①合併処理浄化槽設置の推進	○生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水対策重点地域において、補助金を交付し、高度処理型合併浄化槽の整備を推進します。
②生活排水対策推進計画の策定・推進	○市民・事業所・行政が連携し、生活排水対策を推進するとともに、「生活排水対策推進計画」の見直しを行います。

◆指標

区分	現況値	目標値（平成27年度末）
合併浄化槽の設置基数	726 基	960 基

(4) 環境状況の情報提供

施策内容
○各種環境調査により把握した環境の状況や、その結果にもとづく施策の実施状況などを広く市民に公表・提供します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成27年度末)
情報提供の媒体数	2 媒体	4 媒体

(5)産業物・残土等の適正管理

施 策 内 容	
①土壌汚染・災害の発生防止	○残土の搬入、埋め立てなどにおいて、不適正な処理による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、市民生活の安全と生活環境の保全に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成27年度末)
残土条例に基づく指導比率	24.1 %	16.0 %

■主な事業

環境衛生保全事業 / 水環境対策事業 / 大気環境対策事業 / 地質環境対策事業
音・振動環境対策事業

●公害苦情件数

(単位:件)

	総 数	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	地盤沈下 含水位低下	土 壌 汚 染	その他
平成17年度	157	13	16	41	6	81	—	—	—
18	176	21	24	41	14	76	—	—	—
19	119	19	23	28	4	45	—	—	—
20	132	11	12	45	8	56	—	—	—
21	142	8	18	36	4	76	—	—	—

資料:環境保全課

●大気汚染の状況

	二酸化硫黄 (SO ₂)	オキシダント (OX)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化窒素 (NO)	浮遊粒子状 物質
平成17年度	0.006 ^{ppm}	0.050 ^{ppm}	0.017 ^{ppm}	0.011 ^{ppm}	0.034 ^(mg/m³)
18	0.002	0.044	0.017	0.008	0.033
19	0.002	0.045	0.018	0.008	0.032
20	0.002	0.042	0.016	0.005	0.024
21	0.002	0.038	0.015	0.005	0.023

資料：環境保全課

測定地点：高津測定局(南高津小学校敷地内)

注)オキシダントの年間値については、昼間の日最高1時間値の年平均値、月間値については昼間の1時間値の最高値。(昼間とは、5時～20時までの時間帯で、1時間値は6時～21時までに得られるものである。)



2. 地球温暖化

■現況と課題

近年の環境問題は、従来からの大気汚染や水質汚濁、さらには、騒音・振動問題等に代表されるような都市・生活型に加え、オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、熱帯林の減少等地球的規模へと拡がりを見せています。

とりわけ、地球温暖化問題は、気温の上昇に伴い、異常気象、海面水位の上昇、生態系への影響、農業生産や水資源への影響、マラリア等の熱帯性感染症の増加等私たちの日常生活に密接に関わるものであり、ひいては人類の生存基盤にまで影響を及ぼすものとなります。

この地球温暖化問題は、わが国のエネルギー事情とも大きく関わっています。近年は、二度に及ぶ石油危機を通して、新エネルギーの導入や省エネルギー意識が醸成され、化石燃料である石油への依存度は低下してはいます。とはいえ、依然として石油は温室効果ガス発生の最大の因子であることには変わりはありません。

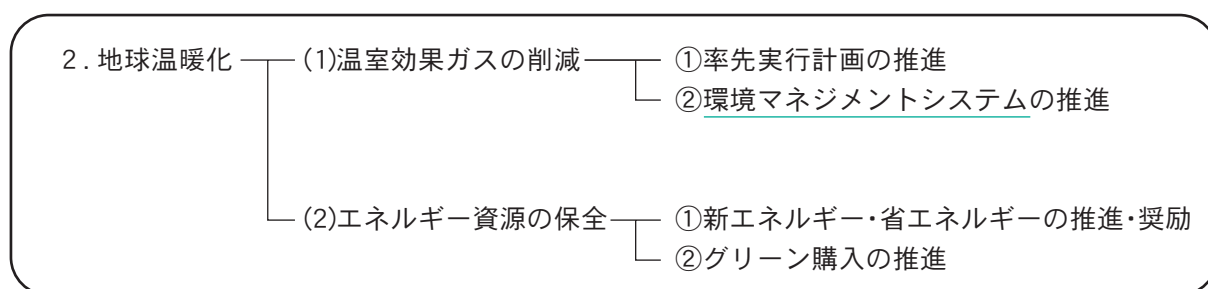
地球温暖化対策やエネルギー対策では、地域を含めた全世界規模での取組みが必要となっています。

■基本方針

温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出を抑制するためのエネルギー消費量の削減、消費生活での環境への適合等を行動の柱とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」にもとづき、地域の視点から見た地球温暖化防止を市民、事業者、市が一体となって実行していきます。

また、限りある資源を有効に活用していくため、省エネルギーの実践を推進すると共に、太陽光発電等の新エネルギーの導入や普及に向けた施策を実施します。

■施策の体系



※オゾン層＝酸素原子3個からなる物質で地上10～50km上空の成層圏にある層のこと

※環境マネジメントシステム＝企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等

■ 施策及び施策内容

(1) 温室効果ガスの削減

施 策 内 容	
① 率先実行計画の推進	○「地球温暖化防止対策推進法」にもとづく「八千代市率先実行計画」をもとに、市の事務事業により排出する温室効果ガス削減に率先して取り組みます。
② 環境マネジメントシステムの推進	○環境マネジメントシステムの構築により、市職員の意識の啓発に努めます。また、事業者の環境に配慮した事業活動を推進するため、環境マネジメントシステムの普及を図ります。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成27年度末)
市民1人1日当たりのごみに関して排出しているCO ₂ 量	514 g	446 g

(2) エネルギー資源の保全

施 策 内 容	
① 新エネルギー・省エネルギーの推進・奨励	○将来の良好な生活環境を確保するため「八千代市地域新エネルギー・省エネルギービジョン」にもとづき、市民・事業者・市それぞれの立場における省エネルギーの推進、新(再生可能)エネルギーの導入に取組みます。
② グリーン購入の推進	○グリーン購入の推進やエコマーク、省エネラベル等の周知などにより資源循環活動、環境に配慮した行動を推進します。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成27年度末)
市民1人が1日当たり使用している電気量	13.9 kwh	13.2 kwh

■ 主な事業

新エネルギー・省エネルギー推進事業

※エコマーク＝環境省の指導のもとに、(財)日本環境協会が認定した、環境保全に役立ち、環境への負荷が少ない商品に付けられたマーク
 ※省エネラベル＝「省エネ型製品」選びを手助けするラベル表示

3. 生物多様性の保全

■現況と課題

今日の私たちの生活は、衣食住、医薬品に至るまで生物資源の恩恵を受けることなしに成り立ちません。多様な生物が共存できる環境の中でこそ、私たちも豊かに安心して生活を営むことができます。

本市においても開発の進展、身近な自然の手入れ不足、外来生物の進出等により、地域固有の生物種が、その棲みかを失い、急速に消失していく傾向が見られます。

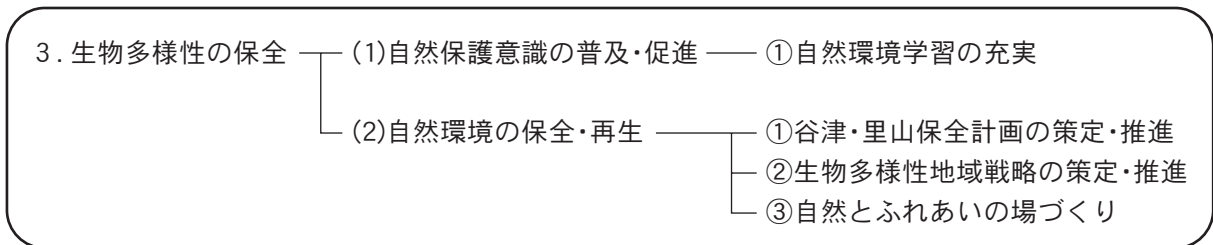
豊かな生物多様性と健全な生態系を守るため、環境学習を通じた自然環境への理解の増進や、多様な生物の棲みかとなる谷津・里山をはじめとする自然生態系の保全・再生、そして、地域固有の生物種の保護をいかに進めるかが課題となっています。

■基本方針

良好な自然環境が残されている谷津や里山の保全を推進するとともに、生物多様性などの自然環境に対する理解を広げるため、広く市民を対象に、自然環境に関する学習会を開催します。

八千代市内に自生する野生の動植物を保護するため、環境アセスメントを推進し、野生の動植物の生息状況を把握するとともに、こうした貴重な動植物が生息できる環境を開発から守ります。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 自然保護意識の普及・促進

施 策 内 容	
① 自然環境学習の充実	○自然環境学習など身近な自然とふれあう活動を通じ、生物多様性の重要性、自然保護意識の高揚を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成27年度末)
自然環境学習等の開催回数、参加者数	11回/年 809名	12回/年 1,000名

(2) 自然環境の保全・再生

施策内容	
① 谷津・里山保全計画の策定・推進	○「谷津・里山保全計画」にもとづき、市内の谷津・里山の保全・再生を推進します。
② 生物多様性地域戦略の策定・推進	○「生物多様性基本法」にもとづき、地域での実践的な取組みを推進します。
③ 自然とふれあいの場づくり	○八千代緑が丘駅周辺地区から石神川へ導く歩行者空間を整備し、桑納川・新川周辺に至る水と緑の自然環境を活かし、自然とふれあえる場の創出に努めます。 ○市内に残る希少な生物の生育場所として、ほたるの里等を環境学習の場として活用を図ります。

◆ 指標

区分	現況値	目標値（平成27年度末）
里山の保全地区数	0 地区	2 地区
ホタルメイトの登録人数および団体数	118 名／8 団体	150 名／10 団体

■ 主な事業

谷津・里山保全事業 / 生き物調査事業



※ホタルメイト=ほたるの里づくり実行委員会の会員

4. 環境美化

■現況と課題

不法投棄をはじめとした廃棄物の不適正な処理などは、生活環境を脅かし、美しい自然景観を破壊する原因となります。

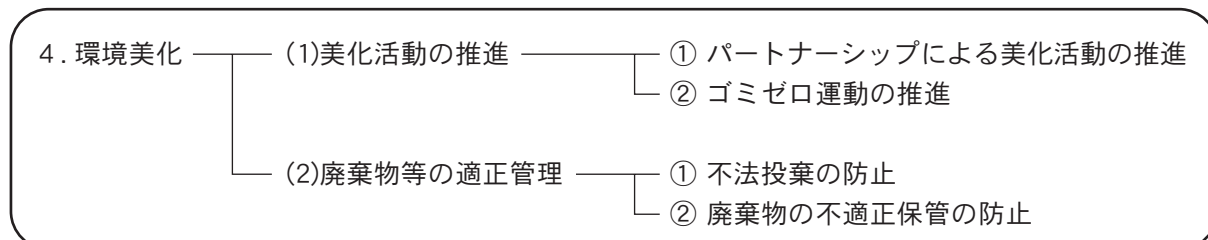
さらに有害な廃棄物等の不適正保管等が行われた場合は、住民の生命をも脅かされることとなります。清潔で美しい、また、健康で快適な市民生活を保全していくためには、まちを汚さないマナーの向上や地域ぐるみの清掃活動などに加え、司法や行政と住民が一体となった監視や厳しい指導が求められております。

■基本方針

不法投棄やポイ捨てのない清潔で美しい環境づくりを進めるため、日常的な環境美化活動を市民と共に推進します。

また、市民の多くの目による監視体制の強化を図り、不法投棄の防止並びに廃棄物・有害物質等の不適正保管の防止による環境汚染等の防止努めます。

■施策の体系



■施策及び施策内容

(1) 美化活動の推進

施 策 内 容	
①パートナーシップによる美化活動の推進	○地域ぐるみの清掃活動等を通して、市民・事業者・市の連携のもと、きれいなまちづくりを推進します。
②ゴミゼロ運動の推進	○イベント等で発生するごみの抑制を図るとともに、ごみの持ち帰りを指導します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成27年度末)
まちにごみがなくきれいだと感じている市民の割合	53.7 %	66 %

(2) 廃棄物等の適正管理

施 策 内 容	
①不法投棄の防止	○土地所有者へ所有地の適正管理を指導するほか、不法投棄連絡員制度などを活用した不法投棄監視体制の強化に努めます。
②廃棄物の不適正保管の防止	○市民生活の安全と生活環境の保全のため、硫酸ピッチ等、有害物質の不法保管の未然防止に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成27年度末)
不法投棄確認件数	164 件	100 件

■主な事業

不法投棄等対策事業

第2節 資源循環型社会の形成

1. 一般廃棄物

■現況と課題

近年の高度に発達した経済と生活様式や消費意識の変化は、大量の廃棄物を発生させてきました。本市のごみの年間排出量(一般家庭ごみと事業系ごみの総量)はここ数年、わずかながら減少傾向が続いております。しかし、またいつ増加に転ずるかわからない状況にあります。

ごみの処理については、人体や環境への配慮、増加する処理費用への対応、資源の有効利用などが課題であり、より一層の発生抑制、減量化、再資源化、安全な処理方法の確立が求められています。

このため、人口増加などを考慮し、ごみ排出量の増加に対応した処理施設の整備や、人体や環境への負荷軽減に配慮した安全な処理方法の実施のほか、ごみの減量化と再資源化等に向けて適切な対応が必要とされています。

現有ごみ焼却炉は、平成元年3月に竣工・平成14年度に改修した1・2号焼却炉と平成13年3月に竣工した3号焼却炉がありますが、年々老朽化が進行しています。このため、これらの施設の長寿命化計画を策定し、計画的に施設改良整備を図っていくことが必要です。

また、公共下水道の普及に伴い、本市におけるし尿の収集件数は年々減少しています。今後は、効率的な収集体制に見直しの必要があります。

し尿は衛生センターで処理していますが、稼働からすでに30年以上経過していることから、維持補修などにより、適正な管理運営に努める必要があります。

■基本方針

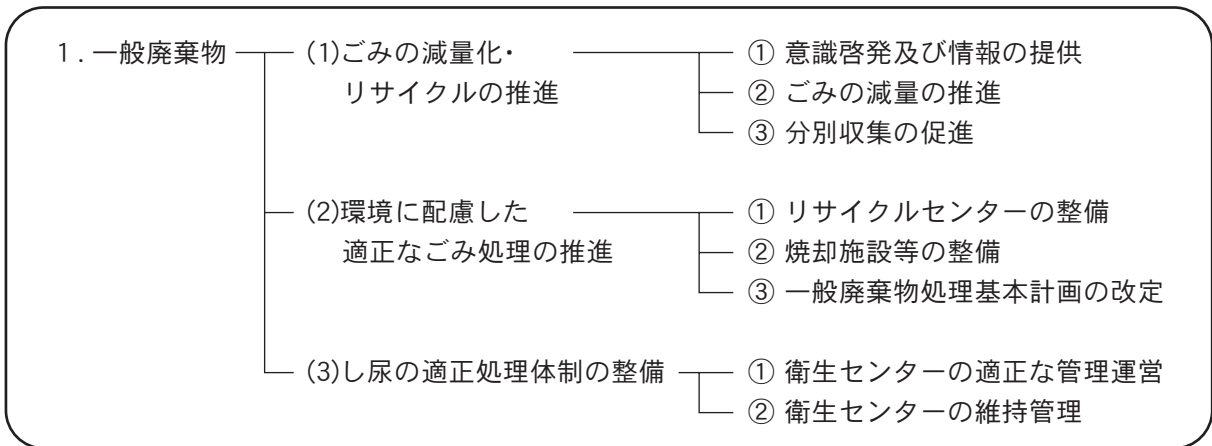
次世代に良好な環境を引き継いでいくための循環型社会の形成に向けて、市民と行政と事業者の協力のもと、ごみの発生抑制、減量化、再資源化システムを構築するとともに、関連施設の整備を図ります。現有ごみ焼却処理施設については、長寿命化計画を策定し、計画的に施設改良整備事業を推進します。

また、ごみ収集体制のより一層の効率化、分別収集の徹底を図るとともに、ごみの安全な処理に努めます。さらに状況の変化に対応しながら、ごみ処理施設の適正な管理運営に努めます。

し尿の処理方法等の効率化を図るとともに、衛生センターの適正な管理運営に努めます。



■ 施策の体系



■ 施策及び施策内容

(1) ごみの減量化・リサイクルの推進

施 策 内 容	
①意識啓発および情報の提供	○再くるくんの活用を図るなど、市民や事業者に対し、ごみ問題に関する具体的行動に結びつくような情報提供を推進するなど、意識の啓発に努めます。
②ごみの減量の推進	○生ごみのたい肥化と有効利用、フリーマーケットによる再使用の促進など、ごみの減量化を推進・支援します。 ○事業者に対するごみの減量および分別の指導、事業系ごみの適正処理を推進します。 ○一般廃棄物処理手数料について、ごみ処理経費の推移や近隣自治体の状況等を勘案し、定期的な見直しを行います。
③分別収集の促進	○ごみの減量・資源化に向けて、分別収集計画を見直し、分別区分や収集の効率化の促進を図ります。

◆ 指 標

区 分	現 況 値	目標値 (平成27年度末)
市民1人1日当たりのごみの排出量	821 g	775 g
リサイクル率	23.7 %	30.5 %

※再くるくん=八千代市のゴミ減量キャラクター。空き缶をリサイクルする過程をロボットとして図式化されたもので、指定ごみ袋をはじめ、様々な広報媒体に利用されている

(2) 環境に配慮した適正なごみ処理の推進

施 策 内 容	
①リサイクルセンターの整備	○粗大ごみ、不燃ごみ、資源物の処理・資源化機能と再生・啓発機能を併せもつリサイクルセンターを整備するとともに、減量化やリサイクルの情報発信基地として活用します。
②焼却施設等の整備	○焼却炉を適正に維持管理するとともに、 <u>焼却灰のエコセメント化</u> により最終処分量の削減に努めます。 ○焼却炉の延命化のため、施設改良の整備を行います。 ○焼却炉の充実について検討します。
③一般廃棄物処理基本計画の改定	○一般廃棄物処理基本計画について、評価を踏まえて概ね5年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に(見直し)改定を行います。

◆指 標

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成27年度末)
一般廃棄物処理量	57,693 t	59,016 t

(3) し尿の適正処理体制の整備

施 策 内 容	
①衛生センターの適正な管理運営	○沈砂槽や受入槽等の定期的な清掃、放流水の水質調査や焼却炉の排ガス調査等を行い、適正な管理運営に努めます。
②衛生センターの維持管理	○施設の老朽化に対応した維持管理のため、定期的な検査・補修を行ないます。 ○近隣市との共同処理等について検討します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成27年度末)
し尿および浄化槽汚泥の搬入量	28.1 kl/日	16.7 kl/日

*焼却灰のエコセメント化=都市ごみや下水汚泥の焼却灰と、従来のセメント原料を混ぜて作った新種のセメント

■ 主な事業

リサイクル推進事業 / リサイクルセンター整備事業 / 焼却炉施設基幹的設備改良事業
最終処分場活用事業

● ごみ排出量の推移

	年度末 人口	排出量(t)								1人1日 あたり 排出量(g)
		総計	一般家庭						事業系	
			可燃	不燃	有害	粗大	資源	計		
平成17年度	181,248	63,883	33,926	912	73	1,448	9,591	45,950	17,933	966
18	182,987	63,652	35,035	943	76	845	9,430	46,329	17,323	953
19	184,809	62,805	35,158	942	78	904	8,899	45,981	16,824	929
20	187,248	59,319	35,082	906	75	887	8,040	44,990	14,329	868
21	188,381	57,692	34,999	920	73	916	7,737	44,645	13,047	839

資料: クリーン推進課

※事業系には不法投棄、ボランティア、公共含む人口については住民基本台帳による

● し尿処理状況

(単位: 人,kl)

	処 理 人 口			収 集 処 理 量	
	下 水 道	し尿浄化槽	汲 取	生 し 尿	浄化槽汚泥
平成17年度	166,315	14,559	4,105	2,728	7,119
18	168,007	14,838	3,805	2,591	8,256
19	170,353	14,570	3,701	2,443	7,596
20	173,385	15,893	2,191	2,293	7,651
21	174,274	16,236	2,060	2,521	7,732

資料: クリーン推進課

注) 外国人登録人口を含む。

